

共同生活援助等における利用者預り金の管理等に関する実態調査

1. 調査目的

2018年（平成30年）度に山口県知的障害者福祉協会会員施設事業所において、6件の権利侵害案件が発生し、そのうち4件が共同生活援助等における利用者預り金の私的流用など経済的虐待案件でした。

相次ぐ経済的虐待案件発生を受けて、山口県知的障害者福祉協会では会長通知（山知福第117号）を発出し、利用者虐待の防止や根絶のとりくみの徹底をお願いするとともに、権利侵害が発生した施設事業所の一部に確認調査を実施させていただきました。

確認調査から、利用者預り金の取扱いについて「規程が作られているが職員への周知がなされていない」「規程に基づいた預り金の管理が行われていない」「現金の管理を世話人に委ねていた」「複数の目で確認を行っていなかった」など、いくつかの問題点が確認されました。

そこでこの度、共同生活援助等を所管する山口県知的障害者福祉協会地域支援部会において、事業所における利用者預り金の取扱い状況等について、実態調査をさせていただくことになりました。

調査結果については、地域支援部会で取りまとめの上、部会の研修会等で報告させていただくこととします。

2. 調査方法

- 1) 期間：2020年（令和2年）1月6日より1月31日まで
- 2) 対象：山口県知的障害者福祉協会の会員のうち、共同生活援助を実施している施設事業所
- 3) 方法：質問紙による実態調査

①調査票の発送：本体施設毎に調査票を送付します。複数の事業所を設置されておられる場合には、本体施設で複写の上、記入をお願いします。

②調査票の回収：「山口県知的障害者福祉協会」事務局宛に送付、または、メール添付により提出して下さい。※メール添付により、調査票を提出される方は【別紙】を参照してください。

- 4) その他：

・利用者預り金等管理に関する諸規程や分掌表等をご提供いただける場合には、実態調査に同封してください。

3. 倫理的配慮

回収された調査表等は山口県知的障害者福祉協会において厳重に管理するとともに、事業所の特定を避けるために、回答内容の主旨を変えない程度に一部加工を加えて報告します。

○本調査についての問い合わせ先

山口県知的障害者福祉協会 地域支援部会
研究会長 佐仲文子

〒759-6602 下関市大字蒲生野字横田 250
障害者支援施設 なごみの里

Tel 083-262-2112 Fax 083-227-3508

【 別 紙 】

メール添付により調査票を提出される方は、協会ホームページより調査票をダウンロードのうえ、「ワードファイル」若しくは「pdf ファイル」のいずれかの方法で、協会のメールアドレス宛に提出してください。

なお、メール添付により調査票を提出される場合は、確認のため下記 Fax 送信票の提出をお願いいたします。

1. ファイルのダウンロード法

協会ホームページ (<https://yamaguchi-aid.com/cms/2019122513140082.html>) よりファイルをダウンロードされ、名前を付けて保存されてください。

2. ファイルの提出法

協会メールアドレス (yamachifuku@alpha.ocn.ne.jp) にファイルを添付の上、提出してください。送信前に今一度、宛先「協会メールアドレス」、件名「調査票の提出 (〇〇園)」の入力の確認、添付ファイルの確認をお願いいたします。

F a x 送 信 票

山口県知的障害者福祉協会 事務局 山崎 行き

F a x 0 8 3 - 9 2 5 - 2 2 1 2

実態調査票をメール添付により提出しました。

提出日 _____

ファイル形式 ワードファイル pdf ファイル

発信者氏名 _____

会員施設名 _____